

事 務 連 絡

令和6年2月5日

一般社団法人三重県LPガス協会長 様

三重県防災対策部消防・保安課長

保安業務の実施に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示

第二条第三号ロ前段の規定の適用について

このことについて、経済産業省産業保安グループガス安全室より、事務連絡がありましたので、お知らせします。

記

・通知の内容

次の要件をすべて満たしたとき、保安業務の実施に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示第二条第三号ロ前段の規定「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」について、その例外に該当するものとする。

(1)消防署（上部組織を含む。）等による令和6年能登半島地震における支援活動であること。

(2)消防署（上部組織を含む。）等と販売事業者間で、次の合意があること。

ガスの漏えい・爆発・火災時等に災害の発生の防止、災害の鎮圧又はそれによる被害の拡大防止のため必要な措置を消防署等が自ら講ずる。

事務担当

消防・保安課 予防・保安班

主幹 西村 和也

TEL 059-224-2183

E-mail nishik31@pref.mie.lg.jp